

資料編

第 1 防災組織に関する資料

資料 1 - 1 上小阿仁村防災会議条例

昭和38年 9月26日 条例第 7号
改正 平成12年 3月15日 条例第27号
平成13年 3月21日 条例第11号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第 6 項の規定に基づき、上小阿仁村防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- 1 上小阿仁村地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- 2 上小阿仁村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- 3 前各号に掲げるもののほか、法律またはこれに基づく政令によりその権限に属する事務。

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、上小阿仁村長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。
 - 一 村長が指定する関係地方行政機関の職員のうちから村長が任命する者
 - 二 秋田県の知事の部内の職員のうちから村長が任命する者
 - 三 上小阿仁村の区域を管轄する警察の警察官のうちから村長が任命する者
 - 四 村長がその部内の職員のうちから指名するもの
 - 五 村の教育委員会の教育長
 - 六 村の消防長及び消防団長
 - 七 村長が指定する関係公共機関及び関係地方公共機関のうちから村長が任命するもの
- 6 前項第 1 号、第 2 号、第 4 号及び第 7 号の委員の定数はそれぞれ 3 人以内、3 人以内、5 人以内及び 2 人以内とする
- 7 第 5 号、第 7 号の委員の任期は 2 年とする。ただし補欠の委員の任期は、その前任者の残留期間とする
- 8 前項の委員は再任されることができる。

(専門委員)

第 4 条 防災会議に、専門の事項を調査させるため専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、秋田県の職員、村の職員、関係公共機関の職員、関係地方公共機関の職員及び学識経験のある者の中から、村長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(部会)

第5条 防災会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当る。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故あるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名するものがその職務を代理する。

(議事等)

第6条 前各条に定めるもののほか防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかって定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年3月15日条例第27号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成13年3月21日条例第11号)

この条例は、公布の日から施行する。

資 料 編

資料 1 - 2 上小阿仁村防災会議委員名簿

区 分	役 職 名	備 考 (電話番号)
会 長	上小阿仁村長	
1号委員	国土交通省東北地方整備局能代河川国道事務局長	0185-52-6211
〃	米代東部森林管理署上小阿仁支署長	0186-77-2422
2号委員	北秋田地域振興局長	0186-62-1251
〃	北秋田地域振興局福祉環境部長	0186-62-1165
〃	北秋田振興局建設部長	0186-62-3111
3号委員	北秋田警察署長森吉幹部交番所長	0186-72-3125
4号委員	上小阿仁村助役	0186-77-2221
〃	上小阿仁村総務課長	〃
〃	上小阿仁村産業建設課長	〃
〃	上小阿仁村住民福祉課長	〃
5号委員	上小阿仁村教育長	0186-60-9000
6号委員	上小阿仁村消防団長	0186-77-2380
〃	北秋田市消防本部消防長	0186-62-1119
7号委員	東北電力(株)大館営業所長	0186-43-0794
〃	N T T東日本(株)秋田支店長	018-836-8125
計	1 6 名	

資料 1 - 3 上小阿仁村災害対策本部条例

昭和38年 9月26日 条例第8号
改正 平成13年 3月21日 条例第12号

(目 的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第7項の規定に基づき上小阿仁村災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組 織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(雑 則)

第5条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、昭和38年10月1日から施行する。

附 則 (平成13年 3月21日条例第12号)

この条例は、公布の日から施行する。

資料編

資料 1 - 4 防災関係機関等一覧

(1) 県の地方機関

名 称	住 所	電話番号	備 考
北秋田地域振興局 総務企画部	北秋田市鷹巣字東中岱76-1	62-1251	
北秋田地域振興局鷹巣阿仁 福祉環境部	北秋田市鷹巣字東中岱76-1	62-1165	
北秋田地域振興局農林部	北秋田市鷹巣字東中岱76-1	62-3950	
北秋田地域振興局建設部	北秋田市鷹巣字東中岱76-1	62-3111	
北教育事務所	北秋田市鷹巣字東中岱76-1	62-1217	
北秋田警察署	北秋田市鷹巣字下家下1	62-1245	
上小阿仁駐在所	沖田面字小蒲野26-1	77-2050	

(2) 指定地方行政機関

名 称	住 所	電話番号	備 考
能代河川国道事務所	能代市鹹渕字一本柳97-1	0185-70-1001	
米代東部森林管理署	大館市上代野字中岱3-23	0186-50-6130	
米代東部森林管理署 上小阿仁支署	沖田面字野中484-2	77-2422	
秋田農政事務所地域第二課 大館庁舎	大館市長木川南360-3	0186-43-3135	
大館労働基準監督署	大館市三の丸6-2	0186-42-4033	

(3) 指定公共機関

名 称	住 所	電話番号	備 考
東日本電信電話株式会社 秋田支店	秋田市中通4丁目4-4	018-836-8781	
東北電力株式会社 大館営業所	大館市長倉126	0186-43-0794	
日本通運株式会社 大館支店鷹巣営業所	北秋田市綴子字田中大道下180-1	62-2230	
日本赤十字社秋田県支部	秋田市旭北栄町1-5	018-864-2731	
日本放送協会NHK (秋田放送局)	秋田市山王1-1-2	018-824-8102	
上小阿仁郵便局	沖田面字屋布149	77-3660	
小沢田郵便局	小沢田字釜淵6-11	77-2151	

資料編

(4) 指定地方公共機関

名 称	住 所	電話番号	備 考
上小阿仁村土地改良区	小沢田字向川原118	77-2221	
秋田内陸縦貫鉄道株式会社	北秋田市阿仁銀山字下新町119-4	82-3231	
秋北バス株式会社	大館市御成町1-11-25	0186-42-3535	
大館市北秋田郡医師会	大館市根下戸新町1-8	0186-43-4511	
(株)秋田放送	秋田市山王7-9-42	018-824-5151	
秋田テレビ(株)	秋田市八橋本町3-2-14	018-866-6131	
秋田朝日放送(株)	秋田市川尻町字大川反233-209	018-866-5111	
(株)エフエム秋田	秋田市八橋本町3-7-10	018-824-1155	

(5) 公共的団体
(報道機関)

名 称	住 所	電話番号	備 考
秋田魁新報鷹巣支局	北秋田市鷹巣字北中家下83	62-1239	
株式会社秋北新聞社	北秋田市米代町1-48	62-1236	
株式会社県北新聞	北秋田市元町4-12	63-0055	
大館新報社鷹巣支局	北秋田市東横町4-1	62-9639	
北鹿新聞社森吉支局	北秋田市米内沢字寺田下6-7	60-5080	
上小阿仁新聞社	沖田面字屋布22-1	77-2605	

(農林漁業関係機関、団体)

名 称	住 所	電話番号	備 考
北秋田畜産農業共同組合	北秋田市七日市字家向8-7	66-2020	
秋田県農業共済組合連合会 県北家畜診療所	北秋田市脇神字高村岱94-1	62-0773	
北秋田農業共済組合	北秋田市住吉町12-18	62-1537	
あきた北央農業組合	北秋田市川井字才ノ神65-1	60-4111	
あきた北央農業組合 上小阿仁支店	小沢田字向川原110	77-2004	
大館北秋田森林組合上小阿 仁支所	小沢田字向川原80	77-2547	

資料編

(社会福祉協議会・商工会)

名 称	住 所	電話番号	備 考
上小阿仁村社会福祉協議会	小沢田字向川原80	77-3058	
上小阿仁村商工会	小沢田向川原118	77-3109	

(金融機関)

名 称	住 所	電話番号	備 考
秋田銀行鷹巣支店	北秋田市花園町2-29	62-1451	
北都銀行米内沢支店	北秋田市米内沢字薬師下86	72-3048	
秋田県信用組合森吉支店	北秋田市米内沢字薬師下83-2	72-4181	
あきた北央農業協同組合	北秋田市川井字才ノ神65-1	60-4111	
同上小阿仁支所	小沢田字向川原110	77-2004	

(婦人会)

名 称	住 所	電話番号	備 考
上小阿仁村婦人会	小沢田字向川原60-3	60-9000	生涯学習 センター内

(5) 防災上重要な機関
(消防本部)

名 称	住 所	電話番号	備 考
北秋田市消防本部	北秋田市鷹巣字北中家下85	62-1119	
北秋田市消防署 上小阿仁分署	小沢田字向川原118	77-2250	

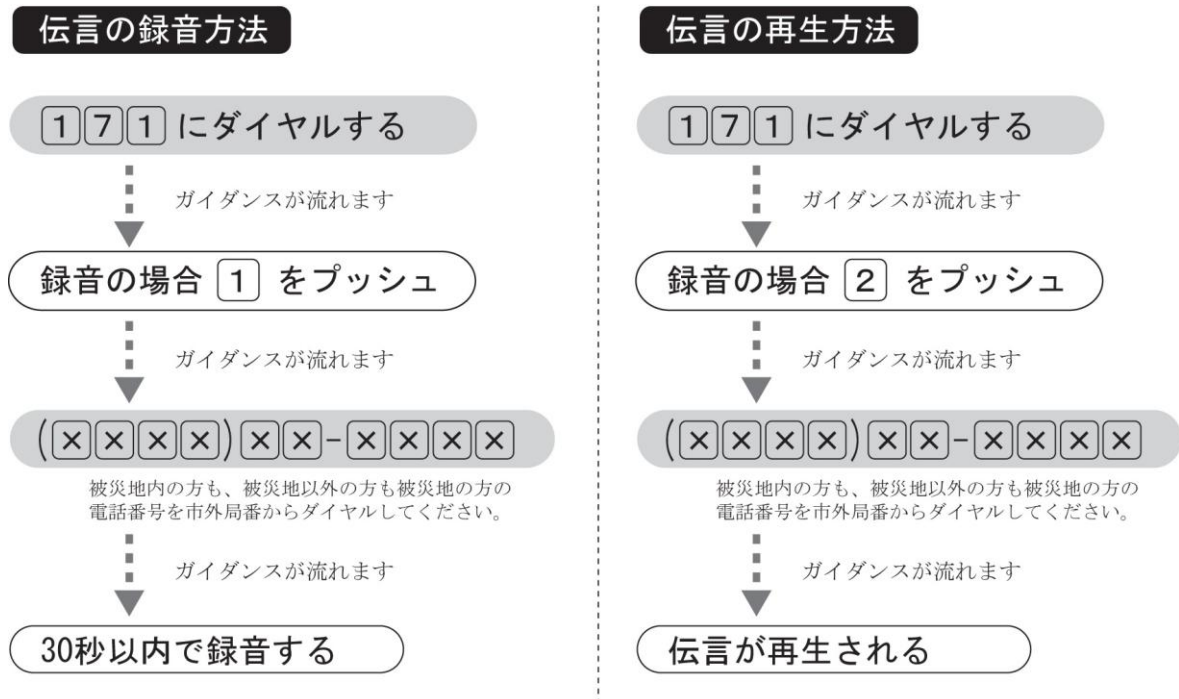
(医療機関)

名 称	住 所	電話番号	備 考
公立米内沢総合病院	北秋田市米内沢字林の腰 3	72-4501	
北秋中央病院	北秋田市花園町10-5	62-1455	
北秋田市立阿仁病院	北秋田市阿仁銀山字下新町128	82-2351	
上小阿仁村立国保診療所	小沢田字向川原214	77-2042	
北秋田市国民健康保険 合川診療所	北秋田市李岱字下豊田20	78-3161	
疋田外科内科医院	北秋田市川井字才ノ神61-13	78-3338	
近藤医院	北秋田市米内沢字黒沢15-31	72-3013	

第2 情報の収集及び伝達に関する資料

資料2-1 災害用伝言ダイヤル「171」の利用法

- ・ 「171」をダイヤルし、利用ガイダンスにしたがって伝言の録音・再生を行う。
- ・ 提供開始や録音件数等、提供条件についてはNTT東日本で決定し、テレビ・ラジオ等で告知される。



- (注) ・ 伝言蓄積件数は最大10件まで。
- ・ 一般加入電話（ダイヤル式・プッシュ式）、公衆電話、携帯電話・PHS（共に一部事業者を除く）から利用できる。
 - ・ 利用に当たっては、発信場所から被災地までの通話料がかかる
 - ・ 録音された伝言は被災地の者の電話番号を知っているすべての者が聞くことができる。聞かれないメッセージを録音する場合は、あらかじめ暗証番号を決めておく必要がある。設定方法等はNTT東日本まで問い合わせること。